2019年4月から

働き方改革関連法が地行されています

~あなたの事業場へアドバイザーを無料で 派遣します!!~

働き方改革関連法の主な概要は次のとおりです

1 年次有給休暇の年5日の確実な取得 ※施行:2019年4月1日

2 時間外労働の上限規制(原則として月45時間、年360時間など)

※施行:2019年4月1日(中小企業は2020年4月1日)

3 同一労働同一賃金 ※施行:2020年4月1日(中小企業は2021年4月1日)

働き方改革が企業を発展させます!!

魅力ある職場づくり→人材の確保→業績の向上→利益増の好循環

00

残業時間を減らしたいとは思うけど、 どうすればいいんだろう?

働き方改革を進める上でよい助 成金制度はないだろうか・・・ **◇** 同一労働同一賃金もあり、 うちの賃金制度は このままで いいのかな・・・?

働き方改革を進めたくても**このようにお悩みではないですか? 青森働き方改革推進支援センター**が、無料で社会保険労務士等アド バイザーによる個別訪問支援を実施しておりますので、ぜひご活用 下さい(裏面参照)。各種助成金の活用も含めアドバイスします。





(申込先)

青森働き方改革推進支援センター あて FAX 017-752-8683

年 月 日

アドバイザー 利用申込書

事業場又は団体名	
業種又は事業内容	
労 働 者 数	人
所 在 地	
電話番号	
担当者職氏名	
相談を希望する日時	□ 希望日(月 日 時頃)□ 希望日なし
相談したい内容	□ 年次有給休暇□ 時間外労働の削減等労働時間管理□ 同一労働同一賃金□ 各種助成金□ その他

青森働き方改革推進支援センター(青森労働局委託事業)

〒030-0811 青森市青柳2丁目2-6 (一般社団法人青森県労働基準協会内) フリーダイヤル:0800-800-1830

FAX:017-752-8683 メール:aohatarakikata@triton.ocn.ne.jp

※本申し込みに際して取得した情報については、本申し込みに関わる事務のみに使用し、当該事業場・団体の許可なく目的外に使用・提供しません。